



全協文書第 B20-0003 号

2020年6月3日

各都道府県ビルメンテナンス協会

会長様

事務局長様

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会

会長 一戸 隆男

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた
建築物衛生法の登録に係る従事者研修の実施について
(新型コロナウイルス感染症に係る情報提供 No.41)

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より当協会の事業運営にご理解・ご協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

さて、建築物衛生法を所管しております厚生労働省生活衛生課では、同法事業登録の審査を行う都道府県に対し、地域における新型コロナウイルス感染症の発生状況等を踏まえ、従事者研修等の実施に関して柔軟に対応するよう通知しているところでございます。

今般、同課より、従事者研修の実施にあたっては「三つの密の回避」、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」など基本的な感染拡大防止の対応をとった上で実施するか、または別添のとおり自宅学習の方法により実施することも認める旨通知がありましたので、お知らせいたします。

登録機関である地区協会におかれましては、別添の自宅学習の方法をご確認いただくとともに、地域・会場・講師など様々な状況をご勘案のうえ、ご検討くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

【別添の資料】

- ・新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録に係る監督者講習等の実施について（令和2年5月27日事務連絡）
- ・(別添) ○○○監督者講習／従事者研修 学習報告書
- ・(参考)「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について」の一部改正について（平成25年1月21日健衛発0121第2号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）

【別添事務連絡の補足】

別添に記載されておりませんが、厚生労働省に確認した事項を補足します。

- ・事業所内で行う研修も自宅学習が認められます。
- ・自宅学習を行う際は、別添事務連絡の「2 留意点」に注意して行ってください。
なお、必要に応じて当協会にて自宅学習の研修案内を事前確認させていただきます。
- ・自宅学習の受講料については、集合教育を行った場合と同等の費用がかかる場合は、集合教育と同じで構いません。
- ・自宅学習の措置を終了する時期については、現在のところ見通しが立ちませんが、終了にあたっては事前に通知があること、また各登録機関の準備状況を考慮するとのことです。

以上

..... 【本件に関する問い合わせ先】

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 事業推進部 下平智子
〒116-0013 東京都荒川区西日暮里5-12-5 ビルメンテナンス会館5階
TEL 03-3805-7560 FAX 03-3805-7561 t_simo@j-bma.or.jp

健衛発 0121 第 2 号
平成 25 年 1 月 21 日

従事者研修の登録機関の代表者 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長

「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について」の
一部改正について

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）に基づく事業の登録制度については、「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について」（平成 14 年 3 月 26 日付け健衛発第 0326001 号）等により行われているところですが、今般、同通知を改正し、別添のとおり各都道府県等に通知しましたので、お知らせします。また、同通知には、従事者研修を計画する際に参考となるカリキュラム例を示していますので、参考としてください。

別添

健衛発 0121 第 1 号
平成 25 年 1 月 21 日

各 都道府県
政令市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長

「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について」の
一部改正について

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）に基づく事業の登録制度については、「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について」（平成 14 年 3 月 26 日付け健衛発第 0326001 号）等に基づき、関係者に対して御指導いただいているところであるが、同通知の第 3 の 2(1)カを下記のとおり改正することとし、本年 4 月 1 日から適用することとしたので、本制度の円滑な運用につき御配慮をお願いする。

なお、今般の改正を踏まえ、各研修実施者が従事者研修を計画するに当たって参考となるカリキュラム例を別添のとおり作成したので、参考とされたい。

記

第 3 登録基準

2 留意事項

(1) 登録業全体について

カ 従事者の研修については、原則として作業に従事する者の全員が 1 年に 1 回以上研修を受ける体制を事業者がとっていることが必要である。また、研修の時間については、研修の内容が従事者に十分理解される程度の時間が必要である。さらに、研修の内容は最新の知見を踏まえるとともに、受講者の技能の程度に応じたものとすることが望ましい。

なお、作業に従事する者全員を一度に研修することが事実上困難を伴う場合は、これを何回かに分けて行うことも可能である。

別添1

清掃作業従事者研修カリキュラム例

<カリキュラムの考え方>

1. 7時間以上を確保する。
2. 科目ごとの講義時間は、研修内容により適切な時間を設定する。
3. 2年目以降のカリキュラムは、研修内容から取捨選択し、設定する。

1年目カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
機械器具の種類と使用方法	器具の目的と機能／機器の目的と機能／ごみ収集／ほこりや汚れの取り方／タオル、乾式モップ、ほうきの使い方／真空掃除機、床みがき機の使い方／洗浄の種類と目的／主な床の洗い方 ※必要に応じて実技訓練を行う。	180分
資材の種類と使用方法	洗剤、合成洗剤の組成／洗剤使用上の注意／洗剤と洗浄剤の環境への影響／床維持剤の組成、水性樹脂床維持剤の使い方／廃棄物処理の目的／廃棄物処理作業の流れ／処理作業の要点と注意事項／廃棄物集積所の整理整頓	60分
安全及び衛生	清掃作業の労働災害／作業安全のための注意／第三者に対する配慮、労働衛生	60分
建築物の環境衛生行政	清掃の目的／建築物の清掃と環境衛生／清掃技術の発達／建築物衛生法と登録制度	60分
作業従事者の責任と任務	従事者の自覚／作業上の注意事項／サービス精神とマナー／団体行動と人間関係／個人情報保護法	60分

2年目以降カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
機械器具・資材の使用方法(床材別)	弾性床材／硬性床材／繊維床材／木質床材／繊維床材の特徴／カーペット床の維持管理／最新の清掃技術 ※必要に応じて実技訓練を行う。	90分
機械器具・資材の使用方法(場所別)	玄関まわりとロビーの清掃／廊下、階段の清掃／エレベータ、エスカレータの清掃／外周、その他の清掃／最新の清掃技術 ※必要に応じて実技訓練を行う。	90分
安全及び衛生	清掃作業の労働災害／作業安全のための注意／建築物環境や第三者に対する配慮、労働衛生	60分

上記科目は必修、他は以下のカリキュラムから選択する。

建築物の環境衛生行政	建築物衛生法／下水道法／水質汚濁防止法	60分
作業従事者の責任と任務	従事者の自覚／作業上の注意事項／サービス精神とマナー／団体行動と人間関係／個人情報保護法	60分
環境問題	廃棄物／洗剤や床維持剤の廃液 等	60分
最新技術の動向	最新技術の動向	60分

別添 2

ダクト清掃作業従事者研修カリキュラム例

<カリキュラムの考え方>

1. 7時間以上を確保する。
2. 科目ごとの講義時間は、研修内容により適切な時間を設定する。
3. 2年目以降のカリキュラムは、研修内容から取捨選択し、設定する。

1年目カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
ダクト清掃の基本原理	清掃方法／使用機器／ダクト清掃概略図	40分
ダクト清掃要領	ダクト清掃工程／ダクト清掃手順 ※必要に応じて実技訓練を行う。	110分
安全及び衛生	作業ルールの遵守／作業マナー／作業の安全と衛生／作業の安全衛生／作業従事者の健康管理／安全・衛生の対策	60分
建築物の環境衛生行政	建築物衛生法のあらましと改正／空気調和用ダクト清掃業	60分
作業従事者の心得	ダクト清掃の目的／作業従事者としての自覚／共同作業と人間関係	60分
空気調和設備概論	空気調和とは／換気／空気調和機／加湿器／空気調和用ダクト／ダクト付属品／吹出口、吸込ロ／端末風量制御ユニット／図面の見方	90分

2年目以降カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
ダクト清掃の基本原理	清掃方法／使用機器／ダクト清掃概略図／使用機器の選定	50分
ダクト清掃要領	ダクト清掃の計画と具体例／ダクト清掃工程／ダクト清掃手順 ※必要に応じて実技訓練を行う。	100分
安全及び衛生	作業の安全衛生／作業従事者の健康管理／安全・衛生の対策／現場での安全衛生（リスクアセスメント、KYK）	40分

上記科目は必修、他は以下のカリキュラムから選択する。

建築物の環境衛生行政	建築物衛生法のあらましと改正／空気調和用ダクト清掃業／ダクト清掃の目的／健康的な室内環境	30分
作業従事者の心得	ダクト清掃の目的／作業従事者としての自覚／共同作業と人間関係	60分
空気調和設備概論	空気調和とは／換気／空気調和機／加湿器／空気調和用ダクト／ダクト付属品／吹出口、吸込ロ／端末風量制御ユニット／空気調和設備の実際とダクト清掃作業	100分
ダクト汚染と診断方法	ダクト汚染／空気調和用ダクト内部の汚染物質／汚染の実態／汚染診断方法／汚染診断の計画と具体例	60分
最新技術の動向	最新技術の動向／空気調和用ダクト以外のダクト清掃	40分

別添 3

貯水槽清掃作業従事者研修カリキュラム例

<カリキュラムの考え方>

1. 7時間以上を確保する。
2. 科目ごとの講義時間は、研修内容により適切な時間を設定する。
3. 2年目以降のカリキュラムは、研修内容から取捨選択し、設定する。

1年目カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
貯水槽の清掃方法	作業用機械器具と取扱い／作業計画及び作業の実際 ※必要に応じて実技訓練を行う。	90分
貯水槽の塗装方法	塗料の選定／塗装の種類と方法／塗装に必要な機器／貯水槽塗装の手順と注意／塗装作業の安全対策／塗装後の消毒及び水質検査／留意点	60分
貯水槽の消毒方法（貯湯槽含む）	飲料水と人の健康／病原性微生物と健康影響／化学物質と健康影響／人体と水／ 飲料水の衛生と管理／消毒の意義と定義／消毒方法／消毒時における留意点／消毒剤の規格／水の消毒方法／消毒液の作り方／残留塩素の測定方法	60分
安全及び衛生	衛生的な貯水槽清掃の実施／作業中の事故防止／緊急時の処置／作業報告書の作成	60分
建築物の環境衛生行政	貯水槽清掃に関する関係法令／労働安全を基準とした関係法令／構造基準としての関係法令	60分
作業従事者の責任と任務	貯水槽清掃の目的／マナー	30分
給水設備と機器	貯水槽の構造／関連機器の名称と機能	60分

2年目以降カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
貯水槽の清掃方法	作業用機械器具と取扱い／作業計画及び作業の実際／給水設備の維持管理 ※必要に応じて実技訓練を行う。	120分
貯水槽の塗装方法	塗料の選定／塗装の種類と方法／塗装に必要な機器／貯水槽塗装の手順と注意／塗装作業の安全対策／塗装後の消毒及び水質検査／留意点	60分
貯水槽の消毒方法と感染症対策	消毒の意義と定義／消毒方法／消毒時における留意点／消毒剤の規格／水の消毒方法／消毒液の作り方／残留塩素の測定方法／各感染症（レジオネラ症）	60分
安全及び衛生	衛生的な貯水槽清掃の実施／作業中の事故防止／緊急時の処置／作業報告書の作成／電気の取扱い	60分

上記科目は必修、他は以下のカリキュラムから選択する。

建築物の環境衛生行政	貯水槽清掃に関する関係法令／労働安全を基準とした関係法令／構造基準としての関係法令	60分
作業従事者の責任と任務	貯水槽清掃の目的／マナー	30分
給水設備と機器	貯水槽の構造／関連機器の名称と機能	60分
貯湯槽の清掃方法	給湯設備の概要／貯湯槽清掃の意義／温度の管理／清掃方法／水質管理	60分

別添 4

排水管清掃作業従事者研修カリキュラム例

<カリキュラムの考え方>

1. 7時間以上を確保する。
2. 科目ごとの講義時間は、研修内容により適切な時間を設定する。
3. 2年目以降のカリキュラムは、研修内容から取捨選択し、設定する。

1年目カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
機械器具の種類と使用方法 －点検診断・検査－	点検診断・検査の目的と用語の定義／清掃業務と点検診断・検査／点検診断の対象と項目／点検診断方法と評価基準／検査の項目・方法・評価基準	60分
機械器具の種類と使用方法 －清掃実務－	排水管洗浄の対象範囲と用語の定義／排水管洗浄方法／排水器具・器具排水管の洗浄方法／高圧洗浄の作業方法／高圧洗浄の原理／高圧洗浄装置／排水管の清掃 ※必要に応じて実技訓練を行う。	120分
安全及び衛生	排水管清掃作業における労働安全及び関係法令／衛生管理及び関係法令／トラブル事例と対策	60分
建築物の環境衛生行政	排水設備衛生管理の意義と適用範囲／関係法令／排水設備の機能維持項目／排水設備の特性と清掃／排水管設備衛生管理業務の概要と清掃周期	60分
作業従事者の責任と任務	作業従事者の自覚／作業上の注意事項／作業マナー	60分
排水設備概論	排水設備設計・維持管理の基本事項／排水不良、管閉塞の原因と特性	60分

2年目以降カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
機械器具の種類と使用方法 －点検診断・検査－	排水管調査の方法と報告書の作成事例／内視鏡最新機器の現状及び使用方法	90分
機械器具の種類と使用方法 －清掃実務－	機械的洗浄方法－高圧洗浄方法、ワイヤ式、圧縮式、ロッド式の使用方法と注意事項／化学的洗浄方法－アルカリ性洗浄剤、酸性洗浄剤の使用方法と注意事項／ディスポーザ付マンションと一般マンションの清掃方法と注意事項 ※必要に応じて実技訓練を行う。	150分
安全及び衛生	排水管清掃作業における労働安全及び関係法令／衛生管理及び関係法令／トラブル事例と対策	60分

上記科目は必修、他は以下のカリキュラムから選択する。

建築物の環境衛生行政	排水設備衛生管理の意義と適用範囲／関係法令／排水設備の機能維持項目／排水設備の特性と清掃／排水管設備衛生管理業務の概要と清掃周期	60分
作業従事者の責任と任務	作業従事者の自覚／作業上の注意事項／作業マナー	60分
排水設備概論	排水設備設計・維持管理の基本事項／排水不良、管閉塞の原因と特性	60分
排水槽及びグリース阻集器の清掃方法概論	排水槽及びグリース阻集器の維持管理方法／廃棄物の適正処理／トラブル事例と対策	60分
業務管理一般論	機械的洗浄方法及び化学的洗浄方法における事前作業及び事後作業の重要性／標準作業仕様	60分

別添5

防除作業従事者研修カリキュラム例

<カリキュラムの考え方>

1. 7時間以上を確保する。
2. 科目ごとの講義時間は、研修内容により適切な時間を設定する。
3. 2年目以降のカリキュラムは、研修内容から取捨選択し、設定する。

1年目カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
機械器具の種類と使用方法	調査用器具／安全器具／防除用機器	60分
薬剤（殺鼠剤・殺虫剤）の種類と使用方法	殺鼠剤とは／殺鼠剤に必要な条件／殺鼠剤の長所と欠点／殺鼠剤の成分／殺鼠剤の剤型／殺鼠剤の抵抗性／忌避剤／殺鼠剤の安全使用／事後処理／殺虫剤の意義と役割／法律上の位置付け／殺虫剤の名称／殺虫剤の毒性／殺虫剤の有効成分／殺虫剤の効力／殺虫剤の剤型／処理方法／殺虫剤使用上の注意／殺虫剤の効果が上がらない理由／殺虫剤の廃棄方法	120分
安全及び衛生	安全に対する心構え／薬剤事故防止／火災事故発生防止／作業事故発生防止／汚損・破損防止／交通事故防止	60分
建築物の環境衛生行政	建築物衛生法のあらまし／ねずみ昆虫等関係法規	60分
作業従事者の責任と任務	防除作業監督者と防除作業従事者／防除作業従事者の責任と実務／サービスマンとしての心得／日常的な業務実施の心得	60分
建築物構造や設備とネズミ・昆虫等	建築物と有害生物／建築物内部で生息する有害生物／建物外部からくる有害生物	60分

2年目以降カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
機械器具の種類と使用方法	調査用器具／安全器具／防除用機器	60分
薬剤（殺鼠剤・殺虫剤）の種類と使用方法	殺鼠剤とは／殺鼠剤に必要な条件／殺鼠剤の長所と欠点／殺鼠剤の成分／殺鼠剤の剤型／殺鼠剤の抵抗性／忌避剤／殺鼠剤の安全使用／事後処理／殺虫剤の意義と役割／法律上の位置付け／殺虫剤の名称／殺虫剤の毒性／殺虫剤の有効成分／殺虫剤の効力／殺虫剤の剤型／処理方法／殺虫剤使用上の注意／殺虫剤の効果が上がらない理由／殺虫剤の廃棄方法	120分
安全及び衛生	安全に対する心構え／薬剤事故防止／火災事故発生防止／作業事故発生防止／汚損・破損防止／交通事故防止	60分

上記科目は必修、他は以下のカリキュラムから選択する。

建築物の環境衛生行政	建築物衛生法のあらまし／ねずみ昆虫等関係法規	60分
作業従事者の責任と任務	防除作業監督者と防除作業従事者／防除作業従事者の責任と実務／サービスマンとしての心得／日常的な業務実施の心得	60分
建築物構造や設備とネズミ・昆虫等	建築物と有害生物／建築物内部で生息する有害生物／建物外部からくる有害生物	60分
ネズミ害虫防除概論	ネズミ害虫防除の必要性／防除とはどのようなことをいうのでしょうか／I PM／PCOの役割／ネズミ害虫防除の方法／ネズミ害虫防除の進め方	60分
害虫ごとの生態と防除	ネズミ、ゴキブリ、蚊・ハエ・コバエ、ダニ、その他の害虫（食品、木材、畳・敷物から発生する害虫ほか）の種類と生態／各害虫の対策の進め方／各害虫の維持管理水準	120分

〇〇〇監督者講習／従事者研修 学習報告書

私は、〇〇〇監督者講習／従事者研修に関する学習を下記のとおり実施しました。

記

1. 学習日時

〇月 〇日

開始	時	分	～	修了	時	分	(時間	分)
開始	時	分	～	修了	時	分	(時間	分)

〇月 〇日

開始	時	分	～	修了	時	分	(時間	分)
開始	時	分	～	修了	時	分	(時間	分)

計 時間 分

※学習時間は〇時間以上必要です

2. 使用教材 〇〇〇テキスト (〇〇〇協会 編)

3. 学習内容

別紙のとおりです。

令和2年 月 日

受講番号

署名

※ 令和2年〇月〇日までに学習を終了し、学習終了日の2日後までに投函してください。

別 紙

氏 名 _____

(記載にあたっての注意事項)

※この様式は、学習内容を確認するため必ず記入してください。下記の全ての項目について、学習した内容（要点及び参考になった事項など）を文章形式で記入してください。

※未記入や「同上」「項目」のみの記載などは認められません。場合によっては再度提出していただく可能性があります。

【1. ○○○○】(○○分)

【2. ○○○○】(○○分)

【3. ○○○○】(○○分)

【4. ○○○○】(○○分)

【5. ○○○○】(○○分)

清掃作業従事者研修 学習報告書

私は、清掃作業従事者研修に関する学習を下記のとおり実施しました。

記

1. 学習日時

○月 ○日

開始	時	分	～	修了	時	分	(時間	分)
開始	時	分	～	修了	時	分	(時間	分)
○月 ○日									
開始	時	分	～	修了	時	分	(時間	分)
開始	時	分	～	修了	時	分	(時間	分)
							計	時間	分

※学習時間は7時間以上必要です

2. 使用教材 ○○○テキスト(○○○協会 編)

3. 学習内容

別紙のとおりです。

令和2年 月 日

受講番号

署名

※ 令和2年○月○日までに学習を終了し、学習終了日の2日後までに投函してください。

※ 別 紙 (記入例: 清掃作業従事者研修の1年目カリキュラム)

氏名

(記載にあたっての注意事項)

※この様式は、学習内容を確認するため必ず記入してください。テキストの全ての項目について、学習した内容（要点及び参考になった事項など）を文章形式で記入してください。

※未記入や「同上」「項目」のみの記載などは認められません。場合によっては再度提出していただく可能性があります。

【1. 機械器具の種類と使用の方法】(180分)

【2. 資材の種類と使用方法】(60分)

【3. 安全及び衛生】(60分)

【4. 建築物の環境衛生行政】(60分)

【5. 作業従事者の責任と任務】(60分)

事務連絡
令和2年5月27日

従事者研修登録機関の代表者 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録に係る監督者講習等の実施について

平素より、建築物衛生行政の推進に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2に基づく事業の登録（以下「事業登録」という。）に係る監督者等の講習及び従事者の研修（以下「監督者講習等」という。）については、「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録に係る従事者の研修について」（令和2年2月28日事務連絡）及び「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録に係る監督者等について」（令和2年3月30日事務連絡）により、地域における新型コロナウイルス感染症の発生状況等を踏まえ、事業登録の審査を行う都道府県においては、柔軟に対応いただくようお示ししたところです。

今般、緊急事態宣言の解除を受け、貴機関において監督者講習等を再開することが想定されますが、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の徹底など、受講者、講師及び監督者講習等実施機関（以下「実施機関」という。）職員への感染拡大防止に万全な対応をとった上で実施、又は下記に示す自宅学習の方法により実施されるようお願いいたします。

なお、本措置については、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、変更する可能性があることを申し添えます。

記

- 1 以下の方法により、自宅学習による監督者講習等を実施する。
 - (1) 監督者講習等は、教材を用いた自宅学習により行う。
 - (2) 実施機関は、受講者本人に対し、教本等、監督者講習等に必要な教材、学習報告書等を送付する。

- (3) 監督者講習等を修了した受講者は、実施機関に対し、記入済みの学習報告書を提出する。
- (4) 実施機関は、受講者から提出された学習報告書等を確認し、修了証を送付する。

2 留意点

- (1) 学習報告書は、別添を参考とされたいこと。
- (2) 清掃作業従事者等の研修については、「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について」の一部改正について（平成 25 年 1 月 21 日健衛発 0121 第 2 号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）を参考に、1 年目及び 2 年目以降のカリキュラムを適切に設定すること。
- (3) 実施機関は、自宅学習中の受講者からの質問に対し、隨時電子メール等で回答する等、適切に応答できる体制を確保すること。
- (4) 監督者講習等実施後に修了試験を行う場合は、修了試験問題等を 1 (2) の書類と同時に受講者に送付すること。受講者は、受講修了後に修了試験を受験し、1 (3) の書類と一緒に解答用紙を提出すること。
- (5) 実施機関は、送付された学習報告書（修了試験を実施する場合は解答用紙も含む。）を受講者台帳とともに保管すること。

3 その他

- (1) 本措置は新型コロナウイルス感染症対策としての緊急的な対応であり、実施機関は建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 2 号）第 25 条の 8 等に基づく業務規程の変更届出は不要であること。
- (2) 自宅学習による方法で監督者講習等を実施した場合は、業務規程で定めた実施方法（講師と受講者が対面して行う方法）による場合と区別して、事業実績及び事業に係る収支報告書を記載すること。

【担当者】

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

北村、日比

電話番号： 03-5253-1111（内線 2432, 2939）